2019.6.22

大草

読書メモ

109.瀬木比呂志・清水潔対談「裁判所の正体」新潮社（2017.5）

110.瀬木比呂志「絶望の裁判所」講談社（2014.2）

**＜瀬木比呂志・清水潔対談「裁判所の正体」から＞**

・瀬木比呂志は、元裁判官で明治大学法科大学院教授。この本で裁判所と裁判官の実体を暴露して現状批判している。「絶望の裁判所」もほぼ同じ内容。

・法服を着ると人間でなくなる。絶対公正中立を守るとの幻想にとらわれる。

・裁判官の特徴

　①官舎と裁判所の往復だけで世間が狭い。外との接触が少ない。

　②極めて想像力に乏しい。

　③上司や政権の顔色を伺い、その意向に沿った判断をする。

　④「統治と支配」の根幹には触れないようにする。

　⑤事件の本質には関わらないようにし、スマートに事務処理する傾向にある。

　⑥庶民の心が分からない。庶民のことは何とも思っていない。

　⑦役人と同じ。上下意識が強い。

　⑧最高裁に尻尾を振る人ばかり。

　⑨上位者には、非常に丁寧、下位者や部外者には非常に乱暴、無礼な言葉使いをする。

　⑩良心と法にのみ拘束されるはずだが、実体は上司、政権、組織の拘束を受け自由がない。

・最高裁判所が、いろいろな形で裁判官を囲い込み、統制している。

・裁判所のヒラエルキーは細かく厳しく運営されている。具体的には上から、最高裁長官、14名の最高裁判事、東京高裁長官、大阪高裁長官、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松、続いて大都市の地方裁判所長、家裁所長、、、、一番下が地家裁の左陪席の順番。

・青年法律家協会（青法協）裁判官部会に属していた裁判官は昇進させないという差別があった。今はない。

・天下りして、監査役、理事などになる人もいる。

・反社会的行為をする人もいる。ストーカー行為、電車内でスカートの中の盗撮、トイレの盗撮、セクハラなど。

・左翼系からの転向者もいる。「出世コースに乗せるから」と転向の勧誘あり。

・「統治と支配」に関わる裁判で、政府見解に反する裁判を行った人は昇進しなくなる。

（最高裁長官候補でも同じ）

・10年毎の再任制度で、理由も開示されず再任されないこともある。

・良心的であったり、自分の考えを通すと孤立しやすい。出世もできない。

・裁判官の評価は処理件数で行われる。件数稼ぐため、判決を書く手間を省くため、強力に和解を進める。和解の強要もある。

・紛争の本質をとらえず、判断する。裁判も事務処理であり、コピー＆ペーストの判決を書く裁判官もいる。

・記録も読まず、争点整理もせず、証拠も十分に見ておらず、自分の心証も得ない段階で和解をさせたがる。

・最初の配属で民事系か刑事系かが決まる。

・刑事系の裁判官は、検察官との関係が深く、検察官の意見を受け入れる人が多い。実権は刑事関係は検察官が握っているようなところがある。

・裁判員制度は、刑事系裁判官が重視され、増員されたり優秀な裁判官が採用しやすくなるなどの裁判所にとってメリットがあるため、導入された。最初は素人にはできないとして制度導入に反対していた。

・最高裁長官は、内閣が指名し、天皇が任命する。実際には最高裁長官が後任を推薦する。政権のお眼鏡に適った人が選ばれる。（政府関与の影がちらつく）

・民事系裁判官は、裁判官らしい構えを持っているが、刑事系は、予断が多く、客観性や公正さに問題のある人が多いと思う。

・刑事裁判ははじめに結論ありきで始まる。検察官の見方に「本当にそうなのか」ではなく「多分そうだろう」と見てしまう裁判官が多い。被告人に対しては、「奴ら」「あいつら」と呼び「どうしようもない奴らで、嘘つきで、やっているに決まっている」という考えで進めていくタイプの裁判官が多い。

・検察官は、退職後も権力を握っている。現役に圧力をかける。

・起訴する、しないは、検察官の独占している権限である。一旦起訴したら異常に有罪に拘る。無罪になれば、出世に大きく影響する。

・再審の開始を決定すると、先輩の判断を覆すことになるため、将来が無くなる。検察官も一からやり直しになるため再審はやりたがらない。裁判官、検察官の利害が一致している。

・裁判官へのペナルティーは、異動と昇進に現れる。

・名誉棄損事件で権力のある政治家が原告となる訴訟では、裁判所には原告を勝たそうという力が働く。

・スラップ訴訟（相手を恫喝し言論等を萎縮させるために起こす訴訟）の多発と原告勝訴の傾向。

・日本のシステム全体の中では、政治家も国会も行政も司法もジャーナリズムまでもが、国家的利益・威信の方に傾いて来ている。民主主義の根幹がむしばまれても、見過ごしている気がする。

・今現在、民主主義にとって一番恐ろしいのは、名誉棄損訴訟、スラップ訴訟、原発訴訟である。

・最高裁判例の特徴

①一票の格差是正について。合憲、違憲状態、違憲の三つのカテゴリーを設けて、違憲状態といううやむやな状態を認め、違憲とは言わせないトリックを使った。本来、合憲か違憲かのいずれしかないのに、中間をつくるという詭弁！国会に裁量権があるとして、重要なことには触れず、ごまかしている。難しい法律用語を使い分かりにくくすることもある。

②原発訴訟について。原発訴訟には、１．原発稼働の差し止めの民事訴訟、２．原発設置許可の処分取り消しを求める行政訴訟の二つがある。最高裁は、電力会社や国が出してくる資料を審査するだけでよい、即ち原発の基本設計の安全性のみ審査すれば足りるとの考えを示した。行政庁の専門技術的裁量を尊重して、基本設計という一番基本的な設計についてだけ審査すればよいとの意。稀有な福島第一原発のような事故の可能性など問題にしなくてもよいとの判断枠組みが作られた。原発容認の政府見解に沿った最高裁判断である。

・2000年以降、最高裁の統制の仕方が、司法研究所での裁判官研究会みたいな形でやるようになり、「姑息・陰湿」になったという。それまでは、裁判官協議会という形で正々堂々と「統治と支配」に関する見解を示し裁判統制的なことをやっていた。

・原発稼働の差止めの仮処分については、消極的な裁判所の方向。原子力規制委員会の判断を大筋尊重し、原発ゼロリスクは考えるべきではないといった方向。こういう裏の議論を国民は知らない。

・2016年3月9日大津地裁の山本善彦裁判長が高浜現発3号、4号機の稼働差止め仮処分決定判決を出した。単に新規制基準に適合していればOKという考え方をとらず、原発の安全性について基本的な部分から吟味し、以下も基本設計の範囲に含まれるとした。

①基準地震動策定に関する問題点

②地震に対する電源確保の脆弱性

③使用済み燃料プールの冷却設備の危険性

この裁判は、稼働停止中でなく、現に稼働中の原発を止めた最初の判決として大きな意味がある。

・稼働停止の仮処分却下の決定が2017年3月までに５つ出た。このうち、福島地裁の樋口英明裁判官の仮処分をくつがえした高浜原発保全異議審の仮処分取消決定（2015年12月24日）は、疑問だ。仮処分取消決定は、「裁判所は原発の新規制基準への適合性さえ審査しれば足りる」としている。決定全体の書きぶりや方向性が先の2回目の研究会でしめされた論調と同じであり、福島第一原発事故以前の棄却判決群に極めて近いという。この取り消し決定は、樋口裁判官を名古屋家裁へ異動させた後、後任として赴任してきた最高裁事務総局勤務経験者3人の裁判官が出したもの。最高裁からの「送り込み人事」の可能性が高いが、このことはほとんど報道されていないという（週刊プレイボーイ　2012.4.16号記事）。

（このように最高裁の意向により、原発の安全性全体を問題にしない方向に変更されてきたといえる。大草）

・原子力発電の安全神話（この神話は福島第一原発事故で崩れた）

①原発における30分以上の全電源喪失は考えなくてよい。

②日本ではシビアアクシデント（過酷事故）は起こらない。

③日本の原発の格納容器は壊れないから放射能は漏れない。

・ヒラメ判決（最高裁と事務総局の意に沿う判決）が多く、良心と法に従った判決（自分の倫理や価値観と法に従って行う判決）は大変少ない。

Ex.大阪空港夜間飛行差止等請求事件　1981.12.16 （航空行政権に従うべきとの判決）

　　横田基地夜間飛行差止等請求事件　1993.2.25 （アメリカのやることだから国は一切あずかり知らない、日本国の支配の及ばない第三者の行為であるとの判決）

・最高裁判所の組織

裁判部門　・・・長官以下15名の裁判官

　　　　　　　　調査官（スタッフ：資料集め、報告書・レポート作成、審議に参加し多数意見の下書きなど）

　　　　　・国よりの報告書・レポート多し。

　　　　　・検察官よりというより、冤罪をチェックする眼をもたない調査官・判事が多

い（権力機構の一部となっている！権力補完！「本来の権力チェック機構」

からほど遠い）。

司法行政部門

　　　最高裁判所裁判官会議・・・これが司法をコントロールする建前

（実際には長官が権力を独占する…長官は対抗者・批判者のいない権力者）

　　　事務総局　（事務総長）

　　　　　人事局・経理局・総務局・秘書課・広報課・情報政策課・民事局・刑事局・

行政局・家政局

　　　司法研修所　（事務総局と同格だが、人事局の出先みたい。教官はイエスマン、ヒラメタイプが多い。）

　　　裁判所職員総合研修所

　　　最高裁判所図書館

・法務大臣に権限はなく、検察官や裁判官が権力を握っている。

・法務省の中に訟務局があり、国の関係する訴訟を担当している。

・役所が訴えられたときの国の弁護士は裁判官がやっている。

・法務省と裁判所の間に交流がある。判検交流。裁判所と検察庁において一定期間、裁判官

が検事になったり、検察官が裁判官になったりする人事交流がある。

・行政と司法の間に交流があり、三権分立になっていない。これは問題！

・国家賠償請求訴訟では訟務検事（多くは裁判官出向者である）が国の代理人となる。

（国の弁護士的な役割を果たす）

・訟務検事経験者（裁判官出向者）は裁判所に戻り、国寄りの判断をしがちである。これも

問題！

・法務省の検事たちは、刑事しかやっていないので民事はよく知らない。それで、国が

訴えられると（行政訴訟）裁判官が弁護に当たる。

・三権分立システムが、いつのまにか、司法が行政よりに変更されてしまっている。これは

国民にあまり知られていない。国を相手に訴訟しても勝てない訳だ。

・裁判官は、最高裁の判例に反したり、国の政策に反するような判決を出すことは極めて難

しい。法的拘束力は全く無いのに、上に従った判決を出す傾向が大きい。

・最高裁が政権の方を見ている。忖度している。権力チェック機構ではなく、権力補完機構

となってしまっている。「憲法の番人」でなく、「権力の番人」となっている。これも問題！

・改善提言されていること

①法曹一元化：裁判官を弁護士経験者から適任者を選任すべき。（米国方式）

②三権分立の徹底：法務省の検察官と裁判官の交流を廃止する。

③裁判官の任用は、任用委員会で決定すること。

④最高裁判所長官は、内閣の指名ではなく、別の機関で適任者を決定すべき。

＜大草コメント＞

上記のような裁判所の実体がこの本で暴露されている。この実体をもとに、コンプライアンスの観点から組織とその構成員について考えてみたい。

　最高裁判所長官を頂点とする裁判官組織は組織、構成員について様々な特徴がある。

＜組織の特徴＞

・外部との交流がない単一的・閉鎖的な組織である。

・上意下達・上命下服の組織。

・ヒラエルキーのはっきりした組織。

・上司や最高裁や政権の意向に反しないことが、組織の体質となっている。

・組織の秩序を重んじ、反組織的な言動をした者は排除されることが常識となっている。

・良心と法にのみ拘束されるはずの裁判官が、上司・最高裁・政権などの意向に沿った

判断をせざるを得なくなっている。本音と建前があり、常に建前で動く組織である。

＜構成員の特徴＞

・司法試験合格者で成績上位者が裁判官となっている。

・新任から10年判事補を経験し判事（裁判官）になる同一キャリアを持つ。

・能力、価値観など単一的、均質的、同質的な人の集団である。

・孤立しやすい。

・プライドが高い。

・上位者には丁寧だが、下位者や外部に対しては無礼でぞんざいな扱いをする。

・上昇志向の人間が多く、組織の風土に馴染みやすい性向の人が多い。

・本音は言わない、出さない。上司や権力に弱い。

・マイナス評価を受けないようにするため、上司や政権の意向を忖度する。

・上司に対し絶対服従であり、自由に意見を言うことはない。

このような組織と構成員の場合は、様々なコンプライアンス上の問題が発生するリスク

が高いといえよう。又、問題意識の高い構成員がいたとしても、組織の中では構成員は孤立しやすい傾向にある。このため改善や改革のための意見をいう者が出てこないことや内部からの改善や改革の動きが出てこないことが考えられる。

　何よりも心配なことは、このような組織の歪みを認識する構成員が少ないこととそれを

認識しないことへの疑問を持たない人の増加である。組織の歪みを認識し、その歪みを正

そうとする人はさらに少なく、仮にそういう行動をする人が出てきた場合には、そうい

う人は排除されるということである。コンプライアンス上の問題があっても、誰も何も言

わない、見ざる、聞かざる、言わざるである。問題が発生しても表面化しにくい組織とい

うこともできよう。

裁判所とは、裁判官がその組織の歪みという組織の異常を認識する感覚を麻痺

させ、一部の覚醒した人の言動を封じ、現状を維持していくことにのみ注力する組織とも

いえよう。そのような組織が株式会社であれば、顧客に支持されず、とっくに倒産してい

るであろう。ところが、裁判官組織は親方日の丸であり倒産することはない。

　また、その実体が国民に知らされていないことも大きな問題である。このため、外部か

らの改善・改革の動きも出てこないものと思われる。

　著者の瀬木教授が提言しているような改革は、最高裁判所長官を委員長とする特別プロ

ジェクトをつくり、改革を推進していくのがよいのではないか。最高裁判所長官の見識と

リーダーシップに期待したいと思う。

以上